

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(第57号)

令和4年9月22日発行 沼田町新型コロナウイルス感染症対策本部(役場保健福祉課☎35-2120)

国は「Withコロナ社会」方針を発表し、新型コロナウイルスと共存した社会に向けて動き出しました。

但し、ウイルス自体が弱毒化したわけではありませんので、これまで同様に基本的な感染対策を徹底くださいますようお願いいたします。

1. 基本的な感染対策の徹底

- ・不織布マスクの着用
- ・ていねいな手洗い(十分な手指消毒)
- ・人との距離を1m以上確保
- ・人がいる場所では常に換気
- ・混雑している場所や感染リスクが高い場所を避けて行動
- 等

2. 飲食は、「短時間」「深酒しない」「大声出さず」「会話の時はマスク」を徹底

3. 発熱や風邪症状等を自覚した場合は、発熱外来を受診する。

- ・症状を自覚したら、速やかに認定こども園や学校、仕事等を休んでください。
- ・検査結果が陰性であっても、あくまでも検査時点の結果です。なかには数日後に陽性になる方がおりますので、一時的な結果を過信せず、症状が続く場合は再度受診ください。

感染者の療養期間の変更(短縮)

療養期間が終了しても、その後3日間程度は周囲の方へ感染させる可能性がありますので、基本的な感染対策の継続をお願いいたします。

なお、濃厚接触者の外出自粛期間は短縮されておられません(感染者との最終接触日の翌日から5日間は外出自粛、7日間は健康観察とハイリスク者と接触しない。)ので、お間違いないようお願いいたします。

	9月6日まで	9月7日以降	
症状あり	発症から10日間かつ、症状軽快から72時間経過で療養解除。	発症から7日間かつ、症状軽快から24時間経過で療養解除。	・症状軽快から24時間後又は無症状の方の場合、マスクを着用して食料品の買い出し等短時間の必要最小限の外出が可能(公共交通機関は使わない。) ・入院治療中や高齢者施設入所の方の期間短縮はなし(9/6までと同様)。 ・有症状者は10日間、無症状者は7日間、日々の検温や体調を確認し、高齢者等の重症化リスクが高い方との接触や会食を避ける。
症状なし	陽性確定日から7日間で療養解除。	陽性確定日から7日間で療養解除。 但し、5日目に体外診断用抗原検査キットで陰性を確認した場合は5日間(検査キットは本人が用意する。)	

北海道陽性者登録センターの設置について

発熱外来の混雑緩和と迅速な陽性判定を目的として、「北海道陽性者登録センター」が設置され、新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合、自宅での簡易検査と陽性登録ができるようになりました。

1. 対象者（次の①～③の全てに該当し、WEBやメール等による申請等ができる方に限ります。）

①道内にお住まいの方で、発熱外来の混雑によって受診や検査が困難な方

②64歳以下の方

③有症状で「軽症*1」かつ「重症化リスク因子*2に該当しない」方

*1 水分が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しい、呼吸が速い、4日以上発熱が続く方を除く。

*2 人工透析患者、妊婦、抗がん剤による治療中又は治療直後の方

2. 抗原定性検査キット（体外診断用医薬品）の無料配布

申込み後、概ね2～3日程度で配送しますが、この間に症状が強くなった場合は発熱外来を受診してください。多くの方に利用いただくため、申込回数は月に1回までです。

3. 陽性者登録

検査キットによる検査の結果が陽性の場合は、必ず陽性者登録センターに登録していただき、保健所等による健康状態のフォローアップを受けます。なお、医師の診察や薬剤の処方はできませんので、症状が悪化したり、緊急性が高い症状が現れた場合はすぐに発熱外来を受診してください。

4. 詳しくは、北海道のホームページをご確認いただくか、北海道深川保健所

☎22-1421※平日8:30～17:30）へお問い合わせください。

●検査キット申請

https://queue.smp.ne.jp/waitingroom?r=kit_hokkaido

●陽性者登録

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/switch/00002G0005GIidizNkK/positiveMail>

●陽性者登録センター ☎0120-025-451（受付9:00～17:30）